

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業 （地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業） 公募要領

令和6年1月31日
初等中等教育局長決定

1. 事業名

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
（地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業）

2. 事業の趣旨

社会の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成30年6月に文部科学省「Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策（Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト）の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（以下「WWLコンソーシアム」という。）の創設が提案された。

WWLコンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

WWLコンソーシアム構築支援事業（以下「WWL事業」という。）では、Society 5.0において共通して求められる力（①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力等）を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」（以下「ALネットワーク」という。）を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている。

本委託事業においては、全国拠点機関との連携、域内ALネットワークの統括・情報集約、域内でイノベティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進機能を有した取組を通じて、域内各事業拠点間のネットワークを構築し、WWL事業全体の効果的な実施を目指す。

3. 事業の内容

（1）域内における成果普及のためのホームページ作成・運営

受託団体は、各ALネットワークに共通する課題やニーズの把握の上、文部科学省が指定する1地域（埼玉県、東京都、福島県、宮城県に所在するALネットワーク6拠点校を含む関東・東北地方）内のALネットワークで開発されたカリキュラムや成果物が域内の他の高校でも活用できるためのホームページ作成・運営をすること。

※ 構想計画書では、ALネットワーク及びその近隣におけるイノベティブなグローバル人材育成を実施する高校10校を含む域内を想定の上、3年間の計画を立てること。

成果物やホームページ等の作成に当たって著作権等の処理を要する映像、画像、写真、資料などの教材等については、受託団体においてその調達並びに資料の利用や配布での公開に必要な著作権、著作隣接権、肖像権等の許諾に関する処理を適切に行うこと。

その他、事業の実施に当たっては文部科学省と調整を図りながら進めること。

(2) 域内におけるイノベティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携

受託団体は、域内におけるイノベティブなグローバル人材育成を実施する高校の取組を把握し、各高校における取組の情報共有とその成果発信のためのフォーラムを主催・実施すること。また、情報収集し把握した成果について、域内ALネットワークやその他の高等学校等において活用できるようその普及に努めること。

(3) 全国拠点機関との情報共有

本取組の円滑な実施を図るため、受託団体は、文部科学省が設置するWWLコンソーシアム構築支援事業全国拠点機関（以下「全国拠点機関」という。）との間において、域内事業の実施経過報告や連携等を行うものとする。

4. 事業の申請者

当該取組を実施することができる大学や実施機関等とする（以下「実施機関」という。）。ただし、任意団体については下記の要件を満たすこととする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数、経費

(1) 事業期間

令和6年度～令和8年度の3ヶ年事業（予定）。ただし毎年度、事業の実施状況等について評価または確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該事業期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

(2) 事業規模等

各年度の計画額の上限は、500万円とする。ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の変動が生じる可能性がある。

※ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の変動が生じる可能性がある。

(3) 採択予定件数

1件(予定) 最終的な採択件数は企画評価会議が決定する。

(4) 経費

本事業において使用できる経費の種類は、「経費区分一覧表」のとおり。

＜経費区分一覧表＞

経費区分	内容例（事業に必要不可欠な経費のみ）	積算基礎・備考
1. 諸謝金	・ 外部有識者謝金 等	・ 都道府県等実施機関における基準単価。 ・ ただし、著しく高いものは不可。
2. 旅費	・ 外部有識者の旅費 ・ フォーラム開催、教員等の連携交渉、複数校連携による生徒の学習活動・実習に係る費用（交通費、宿泊費）	・ 都道府県・市町村等における旅費規程又は実費。 ・ 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 ・ 旅行先、泊数を明記。 ・ 意見交換のための旅費、視察のための旅費は対象外。
3. 借損料	・ 物品借料 ・ 会場借料（会議等の開催）	・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	・ 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代	・ 実費。 ・ 原則として実施機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
5. 通信運搬費	・ はがき代／郵券代／郵便小包／電話代等	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
6. 消耗品費	・ 用紙代 ・ 記録用 CD／DVD 等 ・ トナー代／インク代	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
7. 雑役務費	・ その他上記に属さない経費（振込手数料、保険料等）	・ 必要最小限とする。 ・ 雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 ・ 支出の詳細が分かるようにすること。
8. 人件費	・ 事務補助員等	・ 実施機関又は提供校において雇用（非常勤）
9. 消費税相当額	・ 人件費等の不課税経費及び免税事業者との取引に係るインボイス影響額（該ある場合）	・ 課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額（10%）を別途計上
10. 一般管理費	・ 当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費	・ 事業の直接経費（1 諸謝金～9 消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限） ・ 地方公共団体以外が申請する場合に限る。
11. 再委託費		・ 再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可

7. 審査方法及び審査結果の通知

(1) 審査手順

本委託事業の採択のための審査は、企画評価会議において行う。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。提出された申請書類に基づく企画評価会議書面審査部会による書面審査の上、企画評価会議での合議審査により採択する実施機関等を決定する。なお、本委託事業に関する審査は2月下旬頃から行う予定。選定終了後、3月末日までにすべての提案者に選定結果を通知する。

(2) 企画評価会議による意見

採択にあたっては、企画評価会議における審議を踏まえ、提案書に対して意見又は条件を付すことがある。

8. 申請希望調書の提出

申請数を把握し円滑な審査を実施するため、申請を希望する者は、令和6年2月14日12時までに、電子メールにより、b-wwl@mext.go.jp まで（別紙様式1）申請希望調書の正本（PDF形式）と副本（Excel形式）を提出すること。（提出は任意）

9. 構想計画書の提出

(1) 提出書類

① 構想計画の概要が分かるビジュアル資料（PPT形式・横1枚）

② （別紙様式2）構想計画書

③ （別紙様式3-1・3-2・3-3）所要経費等

※（別紙様式3-2）再委託先所要経費と（別紙様式3-3）再委託申請書は、再委託を行う場合のみ記入

④ （別紙様式4）担当者名簿

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

⑥ （別紙様式5）誓約書

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、構想計画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の（別紙様式6）誓約書を提出すること。また、構想計画書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の構想計画は無効とする。

(3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人、又は国立大学法人には適用しない。

⑦ 提供校の概要が分かる資料（様式自由）、学校パンフレット等

(2) 提出方法

本事業の趣旨及び目的等を十分に踏まえて、所定の様式（別紙様式2～5）を以下の文部科学省のホームページからダウンロードのうえ提出書類を作成してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1412062.htm

提出書類は、正本と副本を電子メールにて b-wwl@mext.go.jp まで提出すること。

正本：PDF形式（①～⑦の全ての提出資料を順番に並べ1つのファイルとする）

副本：Word、Excel、PowerPoint形式（個々のファイル）

(3) 提出期限

令和6年2月26日(月)正午必着(提出期限厳守)

※データを送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

※電子メールでの構想計画書等の提出後、文部科学省より受領確認の返信メールを送りますので、必ず当該メールの受信を確認してください。

(4) 留意事項

- ① 構想計画書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とします。また、提出された申請書類については、返却しません。
- ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負いません。
- ③ 提出された書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めません。また、期限後の提出及び期限後の差し替えや訂正も認めません。
- ④ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。
- ⑤ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査などの資料として使用しますが、その他目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEBサイトを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm

10. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が事業計画書と所要経費等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する所要経費とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消し、契約締結を行わないこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 1. スケジュール

下記は、現時点のスケジュールであり、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性がある。

令和6年	1月31日		公募開始
	2月14日	12:00	申請希望調書の提出締切（別紙様式1）
	2月26日	12:00	構想計画書等の提出締切（別紙様式2～6）
	2月下旬～		書面審査
	3月下旬～		合議審査
	3月下旬		審査結果の通知及び採択
	4月～5月		事業計画の確認・確定
	6月下旬		契約締結

※契約締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、構想計画書等の作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1 2. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業計画書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (4) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (5) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (6) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。事業計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書（所要経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 構想計画の概要が分かるビジュアル資料
- ・ 所要経費内訳
- ・ 所要経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 再委託に係る所要経費内訳（必要な場合のみ）
- ・ 別紙（銀行口座情報）

- (7) この公募要領に記載されていない事項、または本公募要領について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。
- (8) 本事業による成果については、国民・社会に対する説明責任を果たすとともに、成果の幅広い普及の観点から、ホームページでの公表等により他の高等学校等に対する情報提供を行う。
- (9) この公募は、令和6年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意してください。

13. 問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付改革推進係
電話：03-5253-4111（内線）2022